

## 2013年10月1日以降始期契約 商品・保険料改定のご案内

対象種目によって、該当のページをご確認ください。

- ・トータルアシストからだの保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～5ページ
- ・トータルアシストからだの保険以外の傷害保険・医療保険等・・・・・・・・6～8ページ

2013年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

## 傷害保険等 商品・保険料改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素よりお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
 弊社では、2013年10月1日以降始期契約より、傷害保険等について、以下のとおり商品・保険料を改定いたします。  
 本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### 1 商品・保険料改定の概要

傷害保険\*1、ゴルファー保険、所得補償保険の個人契約\*2を対象として、他の個人分野商品と商品ブランドを統一し、「トータルアシストからだの保険」を販売いたします。さらに、後遺障害保険金の支払区分表を労働者災害補償保険(政府労災)の障害等級表に準拠したものに見直し、手術保険金のお支払い対象となる手術の範囲を公的医療保険制度に連動して拡大する等、お客様にとって一層分かりやすい商品となるように改定いたします。

一方で、後遺障害事故件数の増加や平均通院日数の長期化等によりお支払いする保険金が増加していることから、傷害保険全体として保険料の引上げを行わざるを得ないものと判断しました。弊社といたしましては、今後とも一層の効率的な業務運営に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、これらの改定に伴う保険料の改定率はご契約条件によって異なりますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

\*1 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険を対象とします。

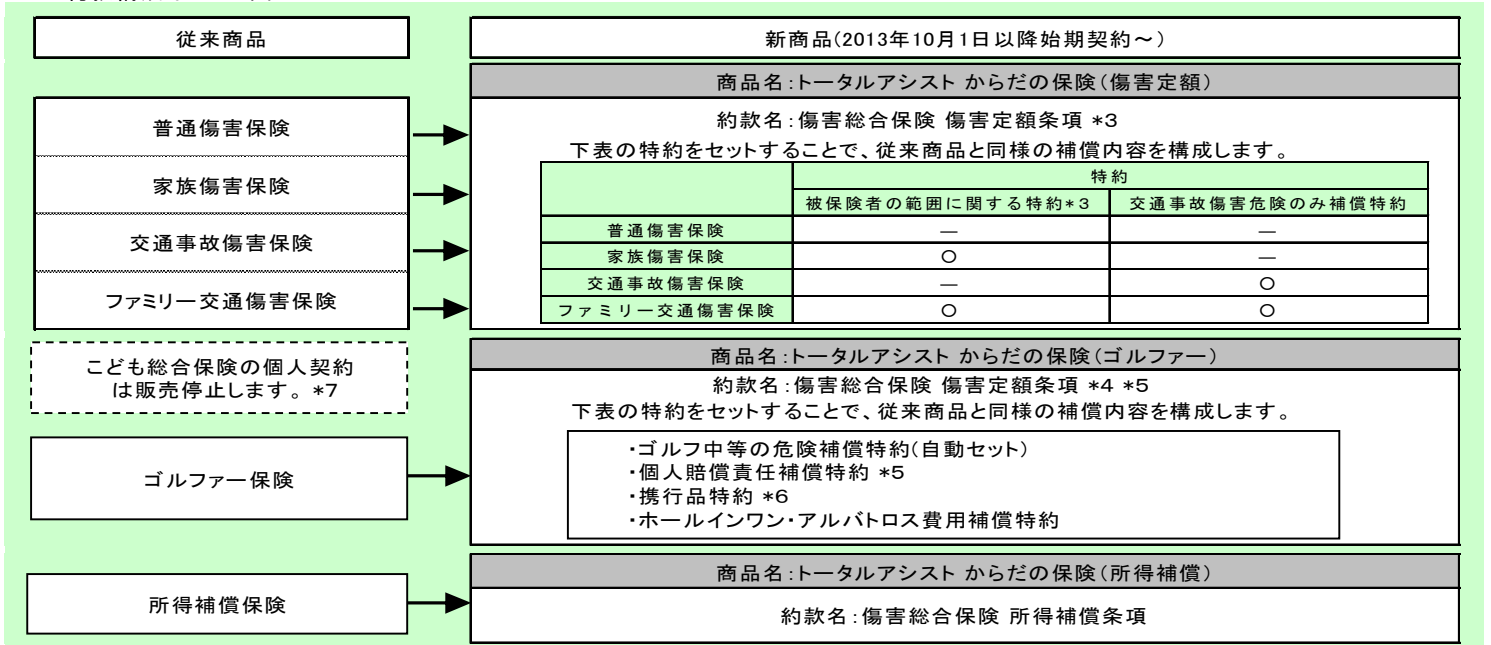
\*2 保険の対象となる方が1名(家族傷害保険、ファミリー交通傷害保険の場合は1家族)の契約をいいます(以下同様とします。)

### 2 「トータルアシストからだの保険」について

#### (1) 商品名および約款構成の変更

お客様にとって「分かりやすい商品」をご提供する観点から、個人契約向けの商品ラインナップを下記のとおり変更します。

<約款構成イメージ図>



\*3 「保険の対象となる方の型(本人・夫婦・家族型等)」を設定することによって、保険の対象となる方の範囲を決定する方式とします(夫婦特約や配偶者不担保特約等は廃止します。)

\*4 普通保険約款が傷害総合保険となるため、傷害補償を必ずご契約いただく必要があります。

\*5 「ゴルフ中等の危険補償特約」のセットにより、補償範囲がゴルフ中のみに限定されます。

\*6 「ゴルフ中等の危険補償特約」のセットにより、補償範囲がゴルフ用品の所定の事故のみに限定されます。

\*7 詳細につきましては、「(6)子ども総合保険の個人契約の販売中止」をご確認ください。

## (2) 保険料の改定内容

トータルアシストからだの保険における主な保険料の改定の項目は下表のとおりです。また、下表のほかにも、補償内容や契約条件を改定することによって、保険料が引上げまたは引下げとなります。このため、契約条件によって更新前後の保険料の改定率が異なりますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

傷害定額	ゴルファー	所得補償	改定項目	概要
○	○		保険料の改定	傷害部分、ホールインワン部分(ゴルファー)について、それぞれ直近の保険金のお支払状況を踏まえて、保険料を改定します。
○		○	職種級別料率の廃止	従来は、保険の対象となる方ご本人(保険証券の本人欄記載の方)の職業によって、保険料が異なりましたが、今後は職業に関係なく、同一の保険料となります。
○	○	○	分割割増の改定	保険料の払込方法が分割払(12回)の場合の割増保険料を10%から5%に引下げます。

## (3) 各商品(傷害定額、ゴルファー、所得補償)共通の改定内容

改定項目	概要
メディカルアシスト・事故防止アシストのサービス開始	メディカルアシストおよび事故防止アシストのサービスを提供します(所得補償保険については、従来よりメディカルアシストを提供しております。)
更新手続きの簡素化(自動更新化)	更新時のお手続きを簡素化する観点から、原則として全件自動更新を行います*1。次年度以降ご契約の更新を希望されない場合には、満期日までに代理店または東京海上日動までご連絡ください。 *1 自動更新化するのは、トータルアシストからだの保険として初めて更新を迎える2014年10月1日以降の更新契約となります。(ただし、保険期間が1年未満の契約や、質権が設定された契約等は、自動更新の対象とはなりません。)
保険料の払込方法のキャッシュレス化	保険料の払込方法がキャッシュレスになります。主な払込方法は、金融機関での口座振替による払込み(一時払・月払)*2、クレジットカードによる払込み(一時払・月払)、コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票による払込み(一時払)、請求書(銀行等での振込み)による払込み(一時払)です。 *2 保険料は始期日の属する月の翌月から請求します。
分割2回払の廃止	分割2回払による払込方法を廃止します(一時払または月払への切替えが必要となります。)
酒酔い運転免責の厳格化	従来は酒酔い運転を免責としていますが、酒気帯び運転を免責とする取扱いに厳格化します(酒に酔って正常な運転ができないという定性的な判断から、法律に基づく飲酒量という定量的な判断に変更します。)
暴力団排除条項の導入(重大事由解除の明確化)	ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が暴力団等の反社会的勢力である場合には、保険会社が保険契約を解除することができ、解除する場合は保険金の全部または一部をお支払いしないことを約款に規定します。

## (4) 各商品固有の改定内容

○印のある商品について、下記のとおり改定を実施いたします。

なお、企業等の災害補償規定等の補償内容に合わせて傷害保険をご契約いただいている場合には、後遺障害や手術のお支払い金額等が改定されますので、災害補償規定等の内容と改定後の保険契約の内容が合致しているかどうかをご確認いただきますよう、お願いいたします。

傷害定額	ゴルファー	所得補償	改定項目	概要
○	○		後遺障害保険金の支払区分表の改定	傷害保険独自であった後遺障害保険金の支払区分表を労働者災害補償保険(政府労災)に準じた障害等級表に見直します。
○	○		後遺障害保険金の支払限度額の改定	後遺障害保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度としておりましたが、1回の事故ごとに保険金額を限度にお支払いします。
○	○		ケガの補償の手術保険金改定	お支払い対象の手術を、従来の約款所定の手術から、公的医療保険制度の給付対象である手術全般に見直すとともに、入院を伴わない手術も補償対象とします。あわせて手術の種類に応じて定めていた支払倍率を「10倍、20倍、40倍」から「入院中以外の手術(外来手術):5倍、入院中の手術:10倍」に変更します(支払対象外となる軽微な一部の手術や、支払倍率が引き下がる手術もあります)。

傷害定額	ゴルファー	所得補償	改定項目	概要
○			【保険の対象となるご本人が70歳超の場合】 後遺障害補償の限定	保険の対象となるご本人の年齢が70歳超の場合、保険の対象となる方全員について、後遺障害補償の支払対象を「後遺障害等級表」の3級以上の支払割合となる後遺障害に限定いたします。（「後遺障害等級限定補償特約」を自動セットします。）
○ *1			建物火災の補償等の見直し	交通事故を主たる補償とする商品において、「保険の対象となる方が建物の火災等により被った傷害」を補償の対象外とします。  *1 「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットした契約のみ対象となります。
○	○		入院保険金・通院保険金の業務支障要件の撤廃	入院保険金・通院保険金については、従来は、傷害等を被った結果、「平常の業務に従事することや平常の生活ができなくなった場合（支障が生じた場合）」（業務支障要件）において、入院または通院等をした場合に保険金を支払うこととしておりますが、この「業務支障要件」を撤廃します。
○	○		「みなし通院」の明確化および補償の縮小	実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、対象となるギプス等の器具を約款上明確化しました。ただし、対象となるケガの内容は、約款所定の部位の骨折のみに限定します。（手指や足指の骨折で「指」のみをギプスで固定した場合や、脱臼、靭帯損傷等については、「みなし通院」の対象外となります。）
○			家族型の保険の対象となる方の範囲の拡大	従来は、家族型の傷害補償および賠償責任補償の対象となる「同居の親族」「別居の未婚の子」について、保険の対象となる方ご本人または配偶者と「生計を共にする」ことを対象となる条件としていましたが、この条件を不要とします。また、従来は保険の対象となる方ご本人の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）のみが保険の対象となる方の範囲に含まれていましたが、配偶者の親族まで範囲を拡大します。
○	○		保険金額の設定方法の変更	設定可能な保険金額のパターンの簡素化や、保険金額の設定単位の引上げ（従来1,000円単位としていた死亡・後遺障害保険金額を10万円単位に変更する等）を行います。また、傷害補償等の保険金について、お引受けできる保険金額の最低額を設定します。
○			一時金払保険金の新設	ケガにより入院をされた日数に応じて以下の給付金をお支払いする一時金払保険金のお引受けを可能とします。 ・通算5日以上の場合：入院給付金（ケガの内容に応じて一時金払保険金額の1倍、3倍、5倍または10倍） ・通算4日以内の場合：治療給付金（1万円）
○	○		賠償責任補償に関するサービス・保険金額の拡大	国内の損害賠償事故について、示談交渉サービスを実施します。また、引受限度額について、国内無制限でのお引受けを可能とします。
○	（従来から対象）		賠償責任補償の範囲の拡大	従来は、傷害保険の賠償責任危険担保特約では対象外であった、日本国外の損害賠償責任事故についても補償の対象とします。また、同じく対象外であった、ゴルフカート搭乗中の事故についても補償の対象とします。
○		○	危険な運動・職業等の補償の改定	以下の場合に被った傷害（所得補償保険では以下の場合に被ったケガや病気による就業不能）を補償の対象外とします。（従来の普通傷害保険では、所定の保険料をいただいた場合のみ補償の対象としていました。） ・山岳登山、スカイダイビング、航空機操縦等の危険な運動を行っている間 ・オートバイ競争選手・自動車競争選手等の危険度の高い職業に従事している間や、自動車等による競技・競争などを行っている間
	○		手術保険金の補償対象化	従来は、ゴルフ保険の傷害補償では補償の対象外であった手術保険金を補償の対象とします。
	○		入院保険金日額・通院保険金日額の設定方法の変更および上限設定	従来は、ゴルフ保険では、入院保険金日額、通院保険金日額は死亡・後遺障害保険金額に対する割合で自動的に設定されておりましたが、これを所定の範囲内で設定できるようにし、同時に入院保険金日額・通院保険金日額の上限をそれぞれ5,000円、3,000円とします。

## (5) 所得補償固有の改定内容

改定項目	概要
「定額払方式(日額)」への変更	従来は、契約時に設定した保険金額(月額*1)が、保険の対象となる方の平均月間所得額(免責期間が始まる直前12か月の所得の平均月額)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんでした。新商品では、保険金額(日額*1)をそのままお支払いする方式(定額払方式)に変更します。*2 *1 保険金額の設定方法を月額から日額へ変更します。 *2 新規ご契約時に保険金額を設定する際には、所得の額の確認をさせていただきます。
「てん補日数方式」への変更	従来は、保険金をお支払いする限度期間として、てん補期間(免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間(1年または2年))内の就業不能の日数をお支払いの対象としていましたが、今後はてん補期間は設定せずに、契約時に設定したてん補日数(365日または730日)を上限にお支払いする方式(てん補日数方式)に変更します。
健康状態告知書の改定	健康状態告知書を改定し、過去の傷病歴等に応じた引受基準の見直しを行います。なお、契約の更新時(従来商品の新商品での更新時を含みます。)は補償内容をアップされる場合を除き、健康状態告知は不要です。
無事故戻し返れい金の廃止	所得補償保険の無事故戻し返れい金を廃止し、あらかじめ無事故戻し不適用割引を適用した保険料とします。
長期契約の販売中止	従来は、長期の保険期間を設定できましたが、新商品では保険期間は1年のみとします。
各種特約の販売中止	賠償責任危険担保特約、天災危険担保特約、葬祭費用担保特約、航空機乗組員特約を販売中止します。
更新時の引受年齢の改定	保険の対象となる方の年齢が80歳以上となる場合は、更新の取扱いを行わないこととします。なお、従来の所得補償保険から新商品へ移行する時点で保険の対象となる方の年齢が80歳以上となる場合、1年間は新商品で更新を行います。翌年以降の更新は行いません。
免責日数のパターンの簡素化	従来はお引受け可能だった、免責日数120日、545日でのお引受けができなくなります。

## (6) こども総合保険の個人契約の販売中止

こども総合保険の個人契約を販売中止させていただきます。こども総合保険の個人契約の更新の際にはトータルアシストからだの保険(傷害定額)をご案内します。なお、トータルアシストからだの保険(傷害定額)には、下記のこども総合保険の独自の補償・特約等はありません。

賠償責任担保条項\*3、救済者費用等担保特約、借家人賠償責任担保特約、生活用動産担保特約、育英費用担保条項、学業費用担保特約、細菌性食中毒等担保特約、熱中症危険担保特約、入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(1,000日用)、通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)

\*3 賠償責任担保条項の補償がセットされている契約の更新の際には、トータルアシストからだの保険(傷害定額)の「個人賠償責任補償特約」をセットしてご案内しますが、従来のこども総合保険独自の補償(「情報機器等に記録された情報の損壊」「アルバイト・インターンシップ中の事故」「受託物の所有・使用・管理」に起因する賠償責任補償をいいます。)は対象となりません。

このご案内は、2013年10月1日始期以降の傷害保険・ゴルフ保険・所得補償保険等の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

2013年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

## 傷害保険・医療保険等 商品・保険料改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素よりお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2013年10月1日以降始期契約より、傷害保険・医療保険等について、以下のとおり商品・保険料を改定いたします。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### 1 商品・保険料改定の概要

傷害保険・医療保険等につきまして、後遺障害保険金の支払区分表を労働者災害補償保険(政府労災)の障害等級表に準拠したものに見直す、手術保険金のお支払い対象となる手術の範囲を公的医療保険制度に連動して拡大する等、お客様にとって一層分かりやすい商品となるように改定いたします。

一方で、後遺障害事故件数の増加や平均通院日数の長期化等によりお支払いする保険金が増加していることから、傷害保険全体として保険料の引上げを行わざるを得ないものと判断しました。弊社といたしましては、今後とも一層の効率的な業務運営に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、これらの改定に伴う保険料の改定率はご契約条件によって異なりますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

## 2 改定対象の商品と各商品共通の改定内容

改定する種目				
団体総合 生活保険	左記以外			
	ケガの保険		病気の保険	賠償責任保険
	①	②	③	④
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>傷害</b>傷害補償 (こども傷害補償 *1を含みます)</li> <li>・<b>医療</b>医療補償</li> <li>・<b>がん</b>がん補償</li> <li>・<b>所得</b>所得補償</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通傷害保険*2*3</li> <li>・家族傷害保険*2</li> <li>・交通事故傷害保険*2</li> <li>・ファミリー交通傷害保険*2</li> <li>・こども総合保険*2</li> <li>・Tプロテクション (一般傷害保険)</li> <li>・ファイン (積立普通傷害保険)</li> <li>・積立交通傷害保険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内旅行傷害保険</li> <li>・国内航空傷害保険</li> <li>・学校旅行総合保険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>医療</b>医療保険(1年契約用)</li> <li>・<b>医療</b>医療保険基本特約 (普通傷害保険・家族傷害保険の特約)</li> <li>・<b>がん</b>がん保険(1年契約用)</li> <li>・<b>がん</b>がん保険基本特約 (普通傷害保険・家族傷害保険の特約)</li> <li>・<b>所得</b>所得補償保険*2</li> <li>・団体長期障害所得補償保険 (GLTD)</li> <li>・債務返済支援保険(CLTD)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・golfer保険*2</li> <li>・ハンター保険</li> </ul>

\*1 団体総合生活保険のこども傷害補償の概要については 3 をご参照ください。

\*2 この商品は、保険の対象となる方が2名(家族傷害保険、ファミリー交通傷害保険の場合は2家族)以上の場合にお引受けします。

\*3 以下の特約をセットした契約も含みます。

行事参加者の傷害危険担保特約、施設入場者の傷害危険担保特約、シルバー人材センター団体傷害保険特約、スポーツ団体傷害保険特約、PTA団体傷害保険特約、交通乗用具(貸馬)搭乗中の傷害危険担保特約、留守家庭児童団体傷害保険特約、学校契約団体傷害保険特約

各改定項目ごとに、以下のとおり改定を実施いたします。

〔○印のある場合は、上記の①～④のそれぞれの種目について、改定します。〕  
〔**傷害**等のマークがある場合は、マークのある種目のみ改定します。〕

なお、企業等の災害補償規定等の補償内容に合わせて傷害保険をご契約いただいている場合には、後遺障害や手術のお支払い金額等が改定されますので、災害補償規定等の内容と改定後の保険契約の内容が合致しているかどうかをご確認いただきますよう、お願いいたします。

団体 総合 生活 保険	左記以外				改定項目	概 要
	①	②	③	④		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>傷害</b></li> <li>・<b>医療</b></li> </ul>	○	○ *4	<b>医療</b>		保険料の改定	<p>全体として直近の保険金のお支払状況を踏まえて、保険料を改定します。また、手術保険金等の補償内容の改定等により保険料を改定します。</p> <p>*4 国内旅行傷害保険のみ対象となります。</p>
(2012年4月に実施済)	○	○		○	後遺障害保険金の支払区分表の改定	<p>傷害保険独自であった後遺障害保険金の支払区分表を労働者災害補償保険(政府労災)に準じた障害等級表に見直します。</p> <p>※従来Tプロテクションでは、政府労災に準じた等級表と傷害保険独自の区分表のいずれかを選択いただいていたましたが、今後は全件、政府労災に準じた等級表を適用します。</p>
<b>傷害</b>	○	○			ケガの補償の手術保険金改定	<p>お支払い対象の手術を、従来の約款所定の手術から、公的医療保険制度の給付対象である手術全般に見直すとともに、入院を伴わない手術も補償対象とします。あわせて手術の種類に応じて定めていた支払倍率を「10倍、20倍、40倍」から「入院中以外の手術(外来手術):5倍、入院中の手術:10倍」に変更します(支払対象外となる軽微な一部の手術や、支払倍率が引き下がる手術もあります)。</p>
	○ *5				【保険の対象となるご本人が70歳超の場合】後遺障害補償の限定	<p>保険の対象となるご本人の年齢が70歳超の場合、保険の対象となる方全員について、後遺障害補償の支払対象を「後遺障害等級表」の3級以上の支払割合となる後遺障害に限定いたします。「後遺障害等級限定補償特約」を自動セットします。</p> <p>*5 ファイン(積立普通傷害保険)、積立交通傷害保険のみ(いずれも団体扱・集団扱以外の契約)が対象となります。</p>
<b>傷害</b> *6	○ *7				建物火災の補償等の見直し	<p>交通事故を主たる補償とする商品において、「保険の対象となる方が建物の火災等により被った傷害」を補償の対象外とします。</p> <p>*6 「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットした契約のみ対象となります。</p> <p>*7 交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立交通傷害保険のみ対象となります。</p>

団体 総合 生活 保険	左記以外				改定項目	概 要
	①	②	③	④		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">傷害</div> <small>*1</small> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療</div> <small>*2</small>	○		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療</div> <small>*2</small>		病気の補償の 手術保険金改定	<p>(1)お支払い対象の手術を、従来の約款所定の手術から公的医療保険制度の給付対象である手術全般(約 1,000 種)に拡大するとともに、手術の種類に応じて定めていた支払倍率を「10 倍、20 倍、40 倍」から「入院中以外の手術(外来手術):5倍、入院中の手術:10 倍」に変更します(支払対象外となる軽微な一部の手術や、支払倍率が引き下がる手術もあります)。</p> <p>*1 「入院・手術医療保険金支払特約」(団体総合生活保険のこども傷害補償、こども総合保険)のみ対象となります。</p> <p>*2 「成人病追加支払特約」も同様の補償内容となります。</p> <p>(2)医療保険(1年契約用)の普通保険約款、医療保険基本特約、団体総合生活保険の医療補償の手術補償については、上記「5 倍、10 倍」のほかに、「重大手術*3」の支払倍率を「40 倍」とします。</p> <p>*3 がんに対する開頭・開胸・開腹手術等の約款所定の手術をいいます。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所得</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所得</div>		骨髄採取手術に伴う入院の補償	骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても保険金をお支払いします。なお、本改定に伴い保険料の改定は行いません。(「骨髄採取手術に伴う入院担保特約」を自動セットします。)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">がん</div>					健康状態告知書に関する改定	健康状態告知書による質問事項について、医療補償の親介護補償保険金特約に関する質問事項の簡素化や、がん補償に関して告知対象外とする傷病の見直し等を行います。
				○	ゴルファー保険 家族型契約の販売中止	ゴルファー保険の家族型契約の販売を中止させていただきます。代替の商品につきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。  <small>*4 ゴルファー保険のみ対象となります。</small>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">傷害</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">がん</div>	○	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">がん</div>	○	入院保険金・通院 保険金の業務支 障要件の撤廃	入院保険金・通院保険金については、従来は、傷害等を被った結果、「平常の業務に従事することや平常の生活ができなくなった場合(支障が生じた場合)」(業務支障要件)において、入院または通院等をした場合に保険金を支払うこととしておりますが、この「業務支障要件」を撤廃します。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">傷害</div>	○	○		○	「みなし通院」の明 確化および 補償の縮小	実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、対象となるギプス等の器具や症状を約款上明確化しました。ただし、対象となる部位を約款所定の部位に限定します。(手指や足指の骨折で「指」のみをギプスで固定した場合等については、「みなし通院」の対象外となります。)
(2012 年 4 月に 実施済)	○	○	○		酒酔い運転免責の 厳格化	従来は酒酔い運転を免責としていますが、酒気帯び運転を免責とする取扱いに厳格化します(酒に酔って正常な運転ができないという定性的な判断から、法律に基づく飲酒量という定量的な判断に変更します。)。
全種目対象となります					暴力団排除条項 の導入(重大事由 解除の明確化)	ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が暴力団等の反社会的勢力である場合には、保険会社が保険契約を解除することができ、解除する場合は保険金の全部または一部をお支払いしないことを約款に規定します。

### 3 団体総合生活保険に固有の改定内容

団体総合生活保険に、「こども傷害補償」「団体長期障害所得補償(GLTD、定額型かつ任意加入型)」を追加します。こども総合保険、団体長期障害所得補償保険(GLTD)の団体契約は、団体総合生活保険へ移行をお願いします。補償の概要は下記のとおりです。

補 償	概 要
こども傷害補償	「満 23 歳未満の方」または「満 23 歳以上の学生および生徒」を対象とする傷害補償に、育英費用・学業費用等の従来のこども総合保険と同様の補償内容を構成する特約をセットすることにより、学生・生徒のニーズに合わせた補償内容とすることができます。
団体長期障害所得補償 (GLTD)	病気やケガによって所定の就業障害になった場合に、保険の対象となる方が被る損失に対して「60 歳まで」等の長期間にわたり保険金をお支払いします。また、精神障害補償特約をセットされた場合は、メンタルヘルス不調等による就業障害も補償します(お支払期間には一定の限度があります。)

※団体総合生活保険の対象となる契約や従来商品から改定となる項目の詳細につきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

このご案内は、2013 年 10 月 1 日始期以降の傷害保険・医療保険等の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。